

県立坂町病院の活性化を求める意見書

県立坂町病院は、その医療圏である新発田市以北から村上市南部に位置する村上市（荒川地区・神林地区）・胎内市・関川村において、信頼される二次医療機関として重要な役割を担っている。

しかし、少子化による人口減少と超高齢化の進行、地域医療を取り巻く環境が厳しさを増している現状に加え、格差が広がる医師の地域偏在・診療科偏在による医師不足が深刻な問題となっている。

このような中において、厚生労働省は、先に再編統合も含めた再検証が必要とされる公立・公的医療機関として、県立坂町病院をはじめ、県内では22病院を対象として公表したことから、村上市・胎内市・関川村では、地域住民も含め大きな不安を抱くこととなった。

これまで三市村においては、地域医療の中核を担う県立坂町病院の活性化策の推進について、平成17年12月に設立された「県立坂町病院活性化協議会」の不断の取組によって、地域・病院が一体となり医療提供体制の確保と医療水準の向上を図るための活動を強力に押し進めてきたものである。

しかしながら、常勤医師が大幅に減少するなど、地域の中核病院としての機能が著しく低下しており、特に内科や外科など基幹診療科目での常勤医師の減少は、高齢化が進むこの圏域において地域医療の崩壊をも危惧されるものとなっている。

こうした中では、高齢者の増加に伴い、整形外科常勤医師の確保やリハビリテーション機能、認知症ケア及び在宅医療の充実を望む声が強くなっており、また一方で、急速に進む少子化・人口減少に立ち向かっていくためにも、安定した小児医療体制の充実が不可欠である。

よって、地域住民が安心して暮らせる医療環境を実現するために、真に地域が将来を見通して必要とされる医療供給体制を県立坂町病院に整備していくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

新潟県村上市議会

新潟県知事 花角 英世 殿